

子供の新たな学びの実現に資する
学校管理職マネジメント力強化推進事業
（（事業2）新たな学びの実現のための
学校管理職マネジメントフォーラム（仮称）の開催
（令和7年度））

仕 様 書

令和7年9月8日
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

1. 事業名

子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業
（（事業2）新たな学びの実現のための学校管理職マネジメントフォーラム
（仮称）の開催（令和7年度））

2. 目的

教科等横断的、探究的な学習の推進など新たな時代に社会で活躍するために必要な力を育成する子供の新たな学びの実現のため、学校内外の人的・物的資源を活用し、実社会の課題と学校教育での学びを結び付けることができるような学習を支える環境の整備や、教育課題の多様化・複雑化に対する組織的課題への対応力向上のため、教師同士が学び合う環境の構築に向けて、校長等の管理職のマネジメント能力等が重要である。また、管理職には、様々な学校内外に関する情報を収集・整理・分析及び共有し（アセスメント）、学校内外の関係者の相互作用により学校教育力を最大化していく（ファシリテーション）、総合的なマネジメント能力の発揮が必要である。

このため、教育委員会が実施する管理職研修において、学校における働き方改革を含む、学校の組織としての教育力や課題対応力を最大化するために必要な高度なマネジメント能力等が一層高まるよう、開発した研修プログラムを普及させるためのフォーラムの開催を行う。

3. 成果物

事業報告書の本体及び概要版（データ（PDFファイル）による提出）。

4. 委託期間

契約日 ～ 令和8年3月31日

5. 納入期限

令和8年3月31日

6. 納入先

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教職員研修係

E-mail : kyoikujinzai@mext.go.jp

7. 委託内容

本フォーラムを通じて、本事業の内容が効果的に周知できるよう、以下の各項目について、文部科学省担当者及び本事業において文部科学省から委嘱されている事業統括アドバイザーとの打合せにより調整・実施すること。

(1) フォーラム名称

1. 事業名のフォーラム名は仮称であり、正式なフォーラム名は文科省担当者や事業統括アドバイザーとの打ち合わせにより調整・決定することを想定している。

(2) 実施方法

開催当日は会場での参加とオンライン（ライブ）配信の同時開催、開催後は文部科学省ホームページにおけるライブ録画（チャプターを付すなどの編集を要する）のオンデマンド配信を想定している。

(3) 日程・会場

フォーラムでは事業1の受託自治体による取組報告も実施する予定のため、年度末近い時期（令和8年2月下旬）を想定している。

なお、会場については文部科学省の第二講堂を確保しているが、開催形式によっては外部の会場を借り上げる可能性もある。

(4) 参加対象

参加対象については以下を想定している。

- ・教育委員会や大学関係者（学校管理職の資質向上や学校マネジメント、その他教員研修の担当者）
- ・教員研修に関わる民間団体や企業等の関係者
- ・その他一般参加者（P）

(5) プログラム

プログラムについては、少なくとも以下の項目の実施を想定しているが、今後、プログラムの内容は必要に応じて見直しや拡充が図られることを想定している。

- ・基調講演（管理職のマネジメント力向上の研修の話ができる者を想定）
- ・受託自治体による取組報告
- ・受託自治体と事業統括アドバイザーによる座談会

(6) アンケート作成・実施

次年度以降の改善や、効果的な開催の在り方について検証を行うため、フォーラム参加者に対してアンケート調査を行う。アンケート作成・実施にあたっては、受託者において質問項目案及び実施方法案を作成し、文部科学省担当者及び本事業において文部科学省から委嘱されている事業統括アドバイザーとの打合せにより調整すること。なお、アンケート実施については、アンケート

回答者の負担軽減を踏まえること。

(7) アンケート結果の集計・分析

アンケート結果の集計・分析を行い、効果的なフォーラムの開催の在り方について検証を行うこと。

(8) 事業報告書及びその概要版の作成

本フォーラム実施後、上記3の成果物として、上記7の(1)～(7)の内容を取りまとめた事業報告書及びその概要版を作成すること。

8. 事業規模

事業規模は2,056,781円(税込)を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、以下「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度子供の新たな学びの実現に資する学校管理職マネジメント力強化推進事業技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添総合評価基準に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 委託業務の実施方針

1-1 実施内容の妥当性、独創性

*1-1-1 仕様書記載の実施内容について全て提案されていること。
(仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば望ましい。)

*1-1-2 偏った実施内容となっていないこと。

1-2 実施方法の妥当性、独創性

*1-2-1 実施方法が妥当であること。(実施方法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい。)

*1-2-2 実施方法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

*1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく、目的に沿った実現性があること。(作業の日程・手順等が効率的であれば望ましい。)

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似業務の経験

2-1-1 過去に類似の業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の業務実施能力

*2-2-1 業務を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。

*2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務実施に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば望ましい。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1 過去に類似の業務を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する専門知識・適格性

*3-2-1 業務内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 業務内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、又は、一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、又は、一般事業主行動計画（令和7年4月1日以後の基準）策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 青少年に雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。(いずれかを応募者が選択するものとする※1)

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明

した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・ 9の(2)の5-1の5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。
 - ・ 9の(2)の5-1の5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。
- ※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の(留意事項)を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

14. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた

場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。